



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	米全量全袋検査の運用実態と課題：放射性物質検査に関する制度的問題に着目して
Author(s)	小松，知未；小山，良太；小池(相原)，晴伴 他
Citation	農村経済研究, 33(1), 116-124
Issue Date	2015-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/69996
Type	journal article
File Information	Journal of rural society and economics 33_1 .pdf



【論 文】

米全量全袋検査の運用実態と課題

－放射性物質検査に関する制度的問題に着目して－

小松知未・小山良太・小池（相原）晴伴*・伊藤亮司**
（福島大学・*酪農学園大学・**新潟大学）

Operational Conditions and Challenges of the Inspection Every Bag of Rice

Tomomi KOMATSU・Ryota KOYAMA (Fukushima University)

Harutomo KOIKE (Rakuno Gakuen University)

Ryoji ITOU (Niigata University)

This paper examines in detail the operational conditions of the inspection of every bag of rice in Fukushima Prefecture, identifying the status of the system and its problems. First, I determined how Fukushima's rice inspection was positioned in the broader institutional framework related to the inspection of radioactive material. Second, I summarized in detail the implementation of the inspections in Fukushima and their results. Third, I verified how the inspection results are employed. This comprehensive review identified several points with regard to the current system and how it should be revised. The main problem is that rice inspection is not stipulated in the Nuclear Emergency Response Headquarters' guidelines for monitoring and inspection, and only Fukushima Prefecture is conducting this inspection at its own discretion. Results of the rice inspections conducted in 2012 demonstrate that it was difficult within the Nuclear Emergency Response Headquarters' guidelines to provide a rapid response in cases where radiation levels exceeded standard values. It is recommended that the current system should undergo review, including a comprehensive evaluation of the Nuclear Emergency Response Headquarters, and that a framework should be established to indicate the geographical area where inspection is required. Additionally, an inspection system for rice for personal consumption or traded privately among friends and family (enkomai) should be considered; a process for these inspections does not exist within the current system.

Key words ; Rice Inspection, Inspection of Radioactive Material, Rice Distribution

1. 背景と課題

福島県は、原子力災害から2年目の2012年から「米全量全袋検査」を開始している。日本学術会議〔6〕は、「検査態勢の充実と農産物の

安全性に対する消費者の信頼の再構築の事例として、福島県産の米の全袋検査が挙げられる」とし、米の全袋検査を位置づけている。山川ほか〔9〕は、最新の検査結果を検証し、米の全

袋検査の意義を再確認しつつ、「現行の検査態勢を検証して、その合理的簡易化を図りながら、持続可能でより実行力と説得力を持つ対策への質的転換を図ること」の重要性を述べている。

関谷・廣井〔8〕は、社会心理学上の風評被害の特徴等をまとめた上で、通常通りの購買行動に戻すためには「米の全量全袋検査」を実施していること、「現在、ほとんどの農産物の検査結果は検出限界値以下（N.D.）であること」という事実をもっと周知することが重要であると指摘している¹⁾。

福島県農林水産部水田畑作課〔1〕では、米全量全袋検査に関して、2013年11月～12月に生産者・業者（集出荷・卸売・小売・実需）・実施団体（地域協議会・市町村）・消費者を対象としたアンケート調査を実施している。この調査結果から、生産・流通・消費・行政の全てにおいて米全量全袋検査に対する評価が高いこと（「評価する」79～100%）、この検査を実施していなければ取扱量がさらに減少し、価格低迷に拍車がかかっていた可能性が高いことが示された（「全量全袋検査を実施しない場合は取り扱わない」28～57%）。

このデータから、福島県産米の販売不振は深刻で『米全量全袋検査を行ったにも関わらず正常価格で流通していない、つまり検査の効果が無い』²⁾というよりも、『検査を実施したことで価格下落幅が抑えられた』という見方をすべきであることが示唆される³⁾。

米全量全袋検査の実施に対しては、意義を認める提言、さらなる周知が風評被害対策として有効であるとの研究成果、関連主体からの高い評価を示すアンケート結果が示され、いくつかの視点からの検証がなされている。一方で、現行の米全量全袋検査体制を対象とする調査研究は少なく、今後の展開方向に関する議論の土台となる、米全量全袋検査の制度上の位置づけや課題に関する体系的な整理が十分になされているとはいえない。

そこで本稿では、福島県における米全量全袋検査の運用実態と検査結果を詳細に整理した上で、制度上の位置づけとその問題点を明らかに

することを課題とする。また、制度の見直しの方向性に関する考察を行う。

第一に、福島県が米全量全袋検査を実施していることが、放射性物質検査に関する制度の枠組みの中でどのように位置づけられているかを示す。第二に、福島県における米全量全袋検査の実施体制（実施主体・費用負担・検査の流れと検査点数）と検査結果を整理する。第三に、検査結果の活用実態を確認する。最後に、これらを総合的に考察し、制度上の問題点と見直しの方向性を示す。

2. 米全量全袋検査の法制度上の位置づけ

1) 米全量全袋検査に関連する制度

厚生労働省は食品衛生法に基づき、放射性物質の基準値（一般食品 100Bq/kg、牛乳及び乳児用食品 50Bq/kg、飲料水 10Bq/kg）を設定し、2012年4月1日から適用している。本稿では、2012年度に基準値が設定されて以後の検査体制について論じる。

米全量全袋検査の位置づけを確認する前に、検査に関連する指針を3点挙げておく。

(A)農林水産省「24年産稲の作付に関する方針」（2012年2月28日）は、原子力災害対策特別措置法に基づく水稻作付制限に関する指針を示している。前年産米 100Bq/kg 超が検出された地域について、管理計画に基づく管理を実施した場合に限り、作付制限の対象から除外する方針を示している。

(B)原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（2012年3月12日改正）は、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の取扱いと検査の枠組みを示している。ここでは、出荷・販売を目的とした食品の検査点数の最低数が示されている。調査点数に関する記載をみると、過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体では、①当該品目から 50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出されれば3検体以上/市町村、②検出されなければ1検体以上/市町村を検査するように定めている。

(C)厚生労働省「食品中の放射性セシウムスク

リーニング法（2012年3月1日改正）」は、精密分析装置（ゲルマニウム半導体検出器）の利用だけでは検査点数が限られることから、簡易分析装置による検査手法を定めている。

2) 米全量全袋検査の3パターン

米全量全袋検査は、これらの制度との関連により、①管理計画による検査（(A)の枠組み）、②モニタリング検査計画によるスクリーニング検査（(B)の枠組み）、③自主検査に区分される。①②はどちらも(C)「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準拠した検査である。

①管理計画による米全量全袋検査は、(A)「24年産稲の作付に関する方針」により作付制限・出荷制限等の指示を受けた区域における検査である。出荷販売する米だけでなく、飯米・縁故米を含めた全量全袋が対象となる。2012年度は福島県の一部⁴⁾、2013年度は福島県・宮城県の一部⁵⁾で実施されている。都道府県・市町村が厳重な管理を行える体制を整備した場合のみ、水稻作付けが認められる。

②モニタリング検査計画によるスクリーニング検査としての米全量全袋検査は、(B)「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に沿った「地方自治体における検査計画」に基づく検査である。

モニタリング検査では、市町村あたり1～3点のサンプル検査を行うことが定められているが、このサンプル数を最低数と捉え、検査体制を強化するために、都道府県の判断で米全量全袋検査を加えた計画を策定することが可能である。福島県のみが、米全量全袋検査の実施をモニタリング検査計画に加えている。

③自主検査としての米全量全袋検査は、「地方自治体における検査計画」によるモニタリング検査の範囲外で、生産者団体・集出荷業者・小売業者が農林水産物の安全・安心を確保するために実施する検査である。

3) 福島県の米全量全袋検査の枠組み

福島県の米全量全袋検査について、実施エリアと実施対象を確認する。

福島県では、県内全域を米全量全袋検査の実施エリアとしている。①管理計画による検査を

行う地域以外の全てを②モニタリング検査計画によるスクリーニング検査の対象とすることで、『全域』全量全袋検査を実施している。

福島県内の放射性物質汚染レベルは、環境省の除染対策事業の枠組みから3段階に分けられる。12市町村は国直轄で除染事業を行う「除染特別地域」（避難地域）、40市町村は市町村が事業主体となる「汚染状況重点調査地域」、10市町村は対象外地域（会津地方の一部）に区分されている。米全量全袋検査は、除染事業の対象となっていないエリアも含め、福島県の全域で実施している。

除染事業の対象となる「汚染状況重点調査地域」は、福島県だけではなく岩手県・宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県計8県に点在しているものの、放射性物質対策のエリア区分とは関係なく、県境をラインに米の検査体制が大きく異なっているといえる。

実施対象を確認すると、福島県では、飯米・縁故米も含めた『全量』を検査対象としている。モニタリング検査は、出荷・販売目的の検査が原則だが、福島県では、飯米・縁故米も含めた『全量』を対象に全袋検査を行っている。

3. 福島県における米全量全袋検査の運用実態

1) 実施主体

福島県においては、2012年5月に「ふくしまの恵み安全対策協議会」が設立されている。協議会の事業内容は、①各地域における放射性物質検査の推進（米・野菜・果実ほか）、②検査結果等の情報提供及び可視化対策、③地域協議会等との連絡調整、④その他である。

表1に県段階の協議会構成員を示した。福島県農林水産部、福島県農業振興公社、農協、米・青果物の流通販売関連団体などが構成員となっている。この県段階協議会の下に、37の地域段階協議会が組織されている。

管理計画による米全量全袋検査は県・市町村が、モニタリング検査計画による米全量全袋検査は「ふくしまの恵み安全対策協議会」が推進主体となっている。

表1 ふくしまの恵み安全対策協議会

役職	団体名	区分
	福島県農林水産部	行政
会長	(財)福島県農業振興公社	
副会長	J A 福島中央会	J A グループ
	全農福島県本部	
副会長	福島県米穀肥料協同組合	米流通
	福島県米麦事業協同組合	
	福島第一食料卸協同組合	
	福島県青果市場連合会	青果物
	J A 伊達みらい 「みらい百彩館 んめーべ」	直売所
	(株)いちい	小売店
	福島県農業共済組合連合会	データ 提供協力
監事	福島県農業会議	
監事	福島県消費者団体連絡協議会	

資料：「ふくしまの恵み安全対策協議会規約」（2012年5月）。

2) 費用負担

福島県における米全量全袋検査に関わる費用は、検査機器購入に約 40 億円（ベルトコンベア式検査器約 2,000 万円/台×193 台）、検査実施に 50 億円/年（調査点数で割ると 500 円/30kg 紙袋）となっている。費用は、県予算と東京電力に対する損害賠償により支払われている。

福島県予算では、「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」（2012 年度 50 億円、2013 年度 9 億円、2014 年度 7 億円）として初期費用（検査機器・協議会設置・データシステム構築）を計上している⁶⁾。

初期費用以外は、「ふくしまの恵み安全対策協議会」が東京電力に対する損害賠償請求を行っている⁷⁾。原子力損害賠償紛争審査会指針では、「検査費用のうち政府が本件事故に関し検査の指示等を行った」場合の検査費用は賠償すべきであると定められている。法制度上の位置づけが、損害賠償の対象になるかどうかの判断基準になっており、自主検査として実施した場合は、費用は自己負担になる可能性が高い。

協議会は、飯米・縁故米用も含めた『全量』の検査費用を請求している。検査費用として、人件費（専任臨時職員）、機械施設維持費、光熱動力費、運搬費、消耗品費等を請求し、2012 年度、2013 年度分は支払いが決定している。

3) 検査の流れと検査点数

福島県水田畑作課「米の全量全袋検査の手引き」（2012 年 8 月）は、管理計画による検査と、モニタリング検査計画によるスクリーニング検査のマニュアルを記している。表 2 は、この手引きをもとに全量全袋検査と管理システムの概要をまとめた表である。どちらの検査も『全量』を対象としており販売用・飯米・縁故米の全てを検査している。検査は(C)「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準拠して実施するため、測定機器・手法に違いはない。30kg 紙袋は全てベルトコンベア式検査器により検査しており、米袋識別コードラベル発行・測定データの公表は、共通仕様を用いている。

主な相違点は、①管理計画による検査は、行政による生産・出荷管理と一体化しているが、②モニタリング検査計画によるスクリーニング検査では、生産管理は生産者自身が可能な範囲で区分管理することとされている点である。

表2 福島県における全量全袋検査と管理システム

(1) 管理計画 福島県・市町村 対象：出荷・販売用 ・飯米・縁故米	(2) モニタリング検査計画 福島県・協議会 対象：出荷・販売用 ・飯米・縁故米
市町村名・生産者名	地域協議会名・生産者名 居住地・電話番号 コードラベル発行予定枚数
米袋識別コードラベル発行	
ほ場の地番 作付面積・作付品種 ●放射性物質吸収抑制 対策確認票 ○現地確認（7月末まで） ●管理日誌 （収穫時期・収穫予定数量 保管場所・出荷予定時期） ●異物混入・付着防止 対策確認票	生産者が品種・ほ場・ 用途別“可能な範囲で 区分管理”
全量全袋検査→ラベル添付 測定対象 [出荷販売・飯米・縁故米・ふるい下] 測定機器 [30kg 紙袋：ベルトコンベア式測定 1 t フレコンバック：1 kg 採取サンプル測定]	
出荷時の紙袋・フレコン	大型乾燥施設 5 点/貯留瓶
予測収穫量と整合性確認	
測定データの公表	

資料：福島県水田畑作課「米の全量全袋検査の手引き」（2012 年 8 月）をもとに筆者作成。

表 3 に、福島県における米調査点数を示した。検査点数は、各年次とも約 1,000 万袋である。

管理計画による検査は、2012 年 122 万点（11%）、2013 年 53 万点（5%）である。全量

全袋検査により管理することを前提に、作付制限から除外され、生産が可能となった米が県生産量の5～11%存在していることが分かる。管理計画による検査において基準値を超える玄米が確認された場合は、当該検体のみが隔離・廃棄される。

2012年産は、モニタリング検査結果により100Bq/kgを超える検体が検出され、出荷制限が指示された後、急遽、管理計画に基づく管理を行い出荷制限が解除された区域が7地区(27万袋)存在している。

モニタリング検査計画によるスクリーニング検査では、2012年産のみベルトコンベア式検査器によるサンプル抽出検査を実施したが、2013年産からは全量全袋検査に一本化されている。

表3 福島県における米調査点数

		2012年産 点数	2013年産 点数
管理 計画	全量生産 出荷管理	950,092	534,633
	全量 全袋 作付再開 準備区域	区分なし	21,900
	出荷制限 →解除	272,220	該当なし
モニ タリ ング 計 画	全量全袋	9,088,315	10,443,310
	早期出荷米	6,990	該当なし
	サンプル 一般米	22,948	
	抽出 前年 50Bq/kg超	4,626	
	スクリーニング →詳細検査		867
検査点数 合計		10,346,058	11,000,535

資料:「ふくしまの恵み安全対策協議会」ウェブページ
(2014年8月), 福島県水田畑作課調査結果をもとに筆者作成。

4) 検査結果の公開

全量全袋検査の結果は「ふくしまの恵み安全対策協議会」ウェブページで公開されている。結果は25Bq/kg区分で集計された実数・割合・棒グラフの形式で公表されており、調査期間・市町村を指定して表示できる仕様になっている。

表4に米全量全袋検査の結果を示した。全量全袋検査の結果スクリーニングレベルを超えた

検体と協議会が必要と判断した検体が詳細検査の対象となる。ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査が行われた検体は、2012年867点、2013年692点である。その結果、基準値100Bq/kgを超えていた調査点数は、2012年71点(0.0007%)、2013年28点(0.0003%)であった⁸⁾。基準値を超える玄米の割合は、検出率の高い市町村でも0.013%となっており(福島市、一部管理計画対象区域)、サンプリング調査での基準値超過の摂取・流通防止は極めて困難であることが分かる。一部の地域においては、米全量全袋検査を行わなければ、基準値超流通の可能性が拭えない状況が続いていたといえる。

表4 福島県における米全量全袋検査の結果

	検出下限値 未満(<25)	25-50 Bq/kg	51-75 Bq/kg	76-100 Bq/kg	100 Bq/kg 超
2012年産 詳細	10,323,419 144	20,317 40	1,383 295	72 317	71
2013年産 詳細	10,993,140 67	6,478 6	224 269	1 322	28

資料:「ふくしまの恵み安全対策協議会」ウェブページ
(2014年8月)より転記。

5) 検査済み表示の添付

検査を通過した玄米には、全て検査済みラベルが添付される。さらに、精米業者は、協議会に申請を行えば無料で精米ラベル⁹⁾が発行され、精米に添付することが出来る。

ラベルの表記は、厚生労働省の指針¹⁰⁾と同じ表現を用いている。ラベルには検査結果を記載していないものの、QRコードにより協議会ウェブページを開き、個別識別コードを入力すれば、検査結果を確認することが出来る。表示内容は、「検出下限値未満<(測定下限値)」もしくは「(参考値)検査結果数値」となっている。

4. 米全量全袋検査結果の活用

1) 基準値超の隔離とその後の出荷管理

2012年は、管理計画区域外でも基準値超が検出されたため、エリア的な出荷制限が指示されることとなったが、この制限は短期間(1～5日)で解除されている。

このように迅速な制限解除が可能となったのは、管理計画とモニタリング検査計画上の検査を、『全量』かつ一部共通仕様で行っていること、市町村の判断により管理計画の対象外区域でも前年実績に応じて同等の生産管理を行っていたことによる。

出荷制限区域で生産され、管理計画に組み込むことが出来なければ回収・隔離・廃棄されることになった玄米が 27 万袋存在している。基準値超の米を流通・摂取させないだけでなく、エリア単位の回収・隔離・廃棄を避けられる万全の体制が構築されているといえる。

2) 放射性セシウム移行の要因解析

福島県農業総合センターは、詳細検査でスクリーニングレベルを超えていることが示された検体を対象に、協議会・生産者へのヒアリング等を実施し、検出された要因を分析している。交差汚染（収穫後の玄米・紙袋への放射性物質の付着）が要因である可能性が高い場合を除いて、土壌成分分析等を行い土壌からの放射性セシウムの移行の可能性について検証されている。

福島県農業総合センターによると、詳細検査にまわる検体は、自給的農家が生産した飯米・縁故米が多く含まれている。福島県における飯米・縁故米は 11%¹⁾ 程度とされている。『全量』を母数に、放射性セシウムの稲への移行に関する研究対象を的確に選定することが可能となっている。

3) 測定下限値未満での区分出荷

図 1 に検査結果の表示方法について整理した。既に確認したように、検査済みラベルには数値は表示されないが、協議会ウェブページでは 25Bq/kg きざみで結果が公表され、個別識別コードで検索すれば検査結果数値（参考値）が表示されるという仕様になっている。

集荷販売現場での米全量全袋検査の結果の取扱いについて、協議会・農協を対象としたヒアリング調査（2014 年 6～9 月）を実施したところ、検査・販売にあたりデータ公開仕様を意識し『測定下限値未満（25Bq/kg）』を基準とした対応が取られていることが分かった。

玄米からの放射性セシウムの検出が確認され

ている JA 新ふくしま（福島市・川俣町）、JA みちのく安達（二本松市・本宮市・大玉村）では、25Bq/kg 未満の玄米袋を区分出荷できる体制を整えている。卸売業者には、25Bq/kg 未満のみを販売することを伝えて販売交渉を行っている。ただし、一般消費者に対しては、25Bq/kg 未満のみを単品銘柄で販売していることについては、アピールしていない。

一方、玄米からの放射性セシウムの検出が確認されていない一部の協議会では、ベルトコンベア式検査器で 25Bq/kg 以上が検出された場合、詳細検査にまわして正確な測定結果を得よう運用している。須賀川岩瀬協議会（天栄村）によると、詳細検査にまわす目的は、公開される検査結果において誤差により『検出下限値未満（25Bq/kg）』以上に区分される検体を減らすこと、25Bq/kg を超えた場合に自主的に要因解析を行うことである。データ公開仕様を意識し『全量測定下限値未満（25Bq/kg）』を目指した生産現場での対応であるといえる。

	協議会 情報公開	25Bq/kg 未満	25～50 Bq/kg	51～75 Bq/kg	75～ 100 Bq/kg	100 Bq/kg 以上
協議会運用	個別識別 検索	測定下限値 未満< (測定 下限値)	(参考値) 検査結果 数値	スクリー ニング レベル 50-80	詳細検査 結果	隔離 廃棄
	通常	スクリーニング レベル未満			詳細検査 結果	
	一部	不検出	検出あり 自主的に詳細検査			
流通実態	集荷 業者	不検出 区分出荷	検出あり 区分出荷			
	卸売・ 小売 業者	不検出 指定可能	検出あり 指定可能			

図 1 米全量全袋検査の結果の表示と区分

資料：福島県水田畑作課「米の全量全袋検査の手引き」（2012 年 8 月）、協議会・農協調査（2014 年 6～9 月）により作成。

5. 考察

本稿では、米全量全袋検査の運用実態と検査結果を踏まえ、現行の制度上の問題点を明らかにすること、制度の見直しの方向性を考察することが課題であった。

米全量全袋検査における問題点は、原子力災

害対策本部の検査の指針において米全量全袋検査の位置づけが定められておらず、福島県のみが自らの判断で米全量全袋検査を計画に組み込んでいることである。

福島県では、管理計画とモニタリング検査計画に基づく米全量全袋検査を一部共通仕様として行ったことにより、①基準値超の米の摂取・流通の防止、②エリア単位の回収・隔離・廃棄の回避（2012年産7地区27万袋）、③迅速な出荷制限解除が実現した。このように、地方自治体が独自に厳しい管理体制を構築したことで、原子力災害対策本部の指針レベルの体制では、基準値超の発見とその後の迅速な対応が困難であったことが事後的に明らかになったといえる。

このことから、多額の費用を投じる米全量全袋検査を、地方自治体の判断で実施している現制度の見直しが必要であると考ええる。原子力災害対策特別措置法に基づく現行の法制度の下での対応であっても、原子力災害対策本部が厚生労働省・農林水産省・文部科学省と都道府県等がもつデータを総合的に判断して、米全量全袋検査の実施エリアを指示する枠組みを構築すべきである。さらには、放射性物質対策を包括した新たな法令を整備し、米を含む食品の検査、放射性物質の汚染実態調査、除染・吸収抑制対策等の手法・範囲を体系的に定める体制へ転換することが求められているといえる。

米全量全袋検査の枠組みの再構築にあたっては、飯米・縁故米の検査が位置づけを明確にすべきである。モニタリング検査計画によるスクリーニング検査の原則に沿えば、出荷・販売目的の玄米のみが検査対象となり、飯米・縁故米は検査対象にならない。福島県では管理計画と同様に、モニタリング検査計画でも『全量』を対象としたことで、前述した①②③を可能としている。さらに、『全量』を母数に汚染された玄米を見つけ出し、放射性セシウムの稲への移行に関する研究対象とすることが可能となっている。国民の健康を守るという観点、米への放射性物質の移行の実態を綿密に把握するという観点から考えて、現状の制度では位置づけられていない飯米・縁故米の検査体制のあり方を検討

すべきである。

最後に、米全量全袋検査の運用実態を分析する中で、生産・流通現場では『測定下限値未満』を目指した対応が強く意識されており、一部の集出荷業者では、『測定下限値未満<25Bq/kg』での区分出荷が常態化していることが確認された¹²⁾。福島県では『モニタリング検査として米全量全袋検査を実施し、費用は東京電力に請求、結果表示は厚生労働省指針と同じ表現』という枠組みの中で検査を実施している。費用の自己負担を前提にすれば『法令よりも厳しい基準で流通管理している』とのアピールも可能であるが、現行体制の下では、『測定下限値未満』のみの生産・流通を強調するPR活動を控えている。制度上の位置づけにより、消費者へのアピール内容と『検出下限値未満』での流通実態との間にギャップが存在していることが附带的に明らかになったといえる。

注

- 1) 関谷〔7〕は、社会心理学による現状認識を踏まえた風評被害の対策として、①事実の理解、②「検査体制」「吸収抑制対策」を伝える、③「安全・安心」を強くアピールしないことが重要であると論じている。関谷・廣井〔8〕の引用は、この枠組みに基づいた指摘である。
- 2) 日本学術会議〔6〕に対し、唐木〔3〕は、米全量全袋検査を実施した2012年の福島県産米について、「中通り産と浜通り産のコシヒカリの価格をほかの産地のものと同じレベルに引き上げる効果はなかった」ことを根拠に、「米の全量全袋検査を実施してもその成果が必ずしも明らかではないとき、“放射性物質の検査態勢の体系化と組織体制の整備”が風評被害対策にはなり得ないことは明らかである」と言及している。
- 3) 福島県産米の価格動向については、小池ほか〔4〕参照のこと。
- 4) 2012年度は、福島県「出荷制限区域において産出された平成24年産米に関する福島県管理計画」に基づき、①平成24年産米の事前出荷制限区域及び事前出荷制限区域が所在する市町村から事前出荷制限区域と一体的に管理を行う旨

の申し出があった区域（10 市町村）、②収穫後の検査結果に基づく平成 24 年産の出荷制限区域（7 市町村）で実施された。

- 5) 2013 年度は、「平成 25 年産米に関する福島県管理計画」「平成 25 年産米に関する宮城県管理計画」に基づいて実施された。福島県では①作付制限区域（7 市町村）、②作付再開準備区域（5 市町村）、③全量生産出荷管理区域（12 市町村）、宮城県では、平成 24 年産で 100Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された区域（栗原市旧沢辺村）が対象となっている。
- 6) この事業では、①安全管理システム緊急強化対策として協議会設置・検査機器整備予算を、②安全安心見える化対策として安全管理基本システムの構築・管理運営予算を組んでいる。
- 7) 損害賠償請求の支払いには時間がかかるため、福島県は「米の全量全袋検査推進事業」（2012 年度 60 億円、2013 年度 50 億円、2014 年度 66 億円）により、協議会につなぎ資金として無利子貸付けを行っている。
- 8) 放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因については、福島県・農林水産省〔2〕が「基準値超過の発生には、様々な要因が複合的に関係しており、超過視点の要因解析など残された課題がある」とし、「基準値超過は限定的であるものの、継続して調査・要因解明が必要である」と指摘している。
- 9) 「安全な福島県のお米/放射性物質検査を実施した玄米を使用しています/QR コード」と記載されている。
- 10) 「食品中の放射性物質の検査結果及び検査結果の報告について（平成 24 年 3 月 30 日付厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡）」。
- 11) 福島県農林水産部農産物流通課調べ、2008 年産 44 万 t に対し飯米・縁故米は 4.6 万 t（推計）。
- 12) 関谷〔7〕の、「生産者・流通業者・消費者の間で事実上、結果的に合意した許容量としてこの検査機器の設定した検出限界では放射性物質は検出されなかったという意味の「ND（検出限界値以下）」がデファクトスタンダードとなっている」との指摘と合致している。

引用文献

- 〔1〕 福島県農林水産部水田畑作課「米の放射性物質全量全袋検査に関するアンケート調査結果概要」, 2014 年 1 月。
- 〔2〕 福島県・農林水産省「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について～要因解析調査と試験栽培等の結果の取りまとめ～（概要）」, 2013 年 1 月。
- 〔3〕 唐木英明「福島県産農産物の風評被害に関する日本学術会議「緊急提言」の疑問点」『ISOTOPE NEWS』No.718, 日本アイソトープ協会, 2014 年 2 月, pp.38-41。
- 〔4〕 小池(相原)晴伴・伊藤亮司・小松知未・小山良太「東日本大震災の前後における米流通の変化－福島県産米を中心として－」日本農業市場学会大会個別報告配付資料, 2014 年 7 月。
- 〔5〕 小山良太・小松知未「放射線量分布マップと食品検査体制の体系化に関する研究－ベラルーシ共和国と日本の原子力発電所事故対応の比較分析－」『2012 年度日本農業経済学会論文集』2012 年 12 月, pp.215-222。
- 〔6〕 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会「原子力災害に伴う食と農の「風評」問題対策としての検査態勢の体系化に関する緊急提言」, 2013 年 9 月, pp.1-16。
- 〔7〕 関谷直也「東京電力福島第一原子力発電所事故における風評被害の課題」『農村経済研究』第 32 巻第 1 号, 東北農業経済学会, 2014 年 3 月, pp.36-47。
- 〔8〕 関谷直也・廣井悠「東日本大震災後の価値観の変化とメディア産業の BCP－震災直後の状況と消費行動・安全観・人生観の変化からメディア産業の BCP を考える－」平成 25 年度助成事業報告書, 吉田秀雄記念事業財団, 2014 年, pp.63-74。
- 〔9〕 山川充夫・小山良太・石井秀樹「唐木英明氏「福島県産農産物の風評被害に関する日本学術会議「緊急提言」の疑問点」への回答」『ISOTOPE NEWS』No.723, 日本アイソトープ協会, 2014 年 7 月, pp.38-43。

要旨：本稿では、福島県における米全量全袋検査の運用実態と検査結果を詳細に整理した上で、制度上の位置づけとその問題点を明らかにした。第一に、福島県が米全量全袋検査を実施していることが、放射性物質検査に関する制度の枠組みの中でどのように位置づけられているかを整理した。第二に、福島県における検査の実施体制と検査結果を詳細にまとめた。第三に、検査結果の活用実態を確認した。これらを総合的に考察した結果、制度上の問題点と見直しの方向性は下記のようなものであるといえる。問題点は、原子力災害対策本部のモニタリング検査の指針において米全量全袋検査の位置づけが定められておらず、福島県のみが自らの判断で検査を計画に組み込んでいることである。2012年度に福島県が実施した米全量全袋検査の結果から、原子力災害対策本部の指針レベルの体制では、基準値超の発見と迅速な対応が困難であったことが明らかになった。このことから、現行制度を見直し、原子力災害対策本部が総合的に判断して、検査エリアを指示する枠組みを構築するべきであるといえる。また、現状の制度では位置づけられていない飯米・縁故米の検査体制のあり方を検討すべきであるといえる。

キーワード：米検査、放射性物質検査、米流通

〔2015年6月30日受理〕